

相続定期預金取扱規定

令和2年1月6日現在

相続定期預金の取扱いは、この規定によるほかは別にご案内している定期預金規定の定めにより取り扱います。

[預金の種類]

3か月もの単利型スーパー定期と新型複利定期預金（最長5年、据置期間6か月）の2種類といたします。なお、自動継続式の取り扱いもできます。

[適用金利]

<3か月もの単利型スーパー定期の場合>

預入時の店頭表示金利に年0.5%の上乗せ金利を付加いたします。

上乗せ金利は当該預金の満期日以降に付加いたします。ただし、自動継続式の場合は初回満期日に付加するものとし、自動継続後は付加いたしません。以後も同様といたします。

<新型複利定期預金の場合>

お預け入れ時に別にお渡しした「『新型複利預金』お預け入れ時の店頭表示金利」に当金庫が定めた所定の金利を付加した金利といたします。ただし、自動継続式の場合は、継続日における店頭表示金利に変わります。

[自動継続]

自動継続式とした場合には、定期預金証書記載の初回満期日に前回と同一の期間・種類の定期預金として継続するものとし、この預金としては継続いたしません。以後も同様といたします。

[中途解約]

<3か月もの単利型スーパー定期の場合>

やむを得ず解約された場合には、上乗せ金利は付加いたしません。

以上